



長野県告示第184号

長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報(平成17年長野県告示第91号)の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部 守一

表の長野県行政書士試験の項中

長野県総務部市町村課

を

長野県企画振興部市町村課

に改め、同表の介護支援専門員実務研

修受講試験の項中

長野県健康福祉部健康長寿課介護支援室

を

長野県健康福祉部介護支援課

に改め、同表の職業訓練指導員試験

の項中

長野県商工労働部人材育成課

を

長野県産業労働部人材育成課

に改める。

情報公開・私学課

長野県告示第185号

県・市町村職員派遣研修規程(昭和54年長野県告示第175号)の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部 守一

第12条中「総務部市町村課」を「企画振興部市町村課」に改める。

市町村課

長野県告示第186号

長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱(平成16年長野県告示第425号)の一部を次のように改正し、改正後の長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱の規定は、平成26年4月1日以降に開始する特定不妊治療について適用します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部 守一

第3第3項中「及び第6第2項」を削り、「いう。)」を「いう。）」又は安心こども基金管理運営要領(平成21年3月5日付け20文科初第1279号文部科学省初等中等教育局長通知・雇児発0305005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下この項及び第6第2項において「管理運営要領」という。))に、「総合支援事業実施要綱別添4」を「管理運営要領別表」に、「3回(他の地方自治体が総合支援事業実施要綱)」を「3回(他の地方自治体が管理運営要領)」に、「2回(他の地方自治体が総合支援事業実施要綱)」を「2回(他の地方自治体が総合支援事業実施要綱又は管理運営要領)」に、「10回(他の地方自治体が総合支援事業実施要綱)」を「10回(他の地方自治体が総合支援事業実施要綱又は管理運営要領)」に改め、「とする」を「として行うものとする」に改め、同第3に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、助成の対象者(平成25年度以前に助成を受けたことがない者に限る。)に係る妻の年齢が治療期間の初日において40歳未満である場合における助成は、1回の治療につき15万円(管理運営要領別表のC及びFの特定不妊治療については、7万5,000円)を、通算6回(他の地方自治体が管理運営要領に基づいて実施する助成を受けたことがある場合には、当該助成を受けた回数と合わせて6回)を限度として行うものとする。第4第4項を次のように改める。

4 前項第3号、第4号又は第5号に掲げる書類は、申請前(当該申請の日の属する年度と同一の年度内に限る。)に提出した申請書に添付されている場合(その内容に変更がある場合を除く。)には、添付を省略することができる。

第6第2項中「総合支援事業実施要綱第2第4項第5号」を「管理運営要領別添26の2の(5)」に、「同号」を「同(5)」に改め、同第6第8項中「同項」を「第3第2項」に改める。

別表の1に次のように加える。

(4) 自医療機関で分娩を取り扱わない場合には、妊娠した患者を紹介し、妊娠から出産に至る全ての経過について報告を受けるなど分娩を取り扱う他の医療機関と適切な連携をとること。

(5) 医療安全管理体制が確保されていること。

ア 医療に係る安全管理のための指針を整備し、医療機関内に掲げること。

イ 医療に係る安全管理のための委員会を設置し、安全管理の現状を把握すること。

ウ 医療に係る安全管理のための職員研修を定期的実施すること。

エ 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講ずること。

オ 体外での配偶子・受精卵の操作に当たっては、安全確保の観点から必ずダブルチェックを行う体制を構築すること。なお、ダブルチェックは、3の(1)に定める実施責任者の監督下に、医師、看護師、3の(4)に定めるいわゆる胚培養士・臨床エンブリオロジストのいずれかの職種の職員2名以上で行うこと(医師については、実施責任者と同一人でも可)。

別表の3に次のように加える。

(4) 配偶子、受精卵及び胚の操作及び取扱い並びに培養室、採精室、移植室等の施設及び器具の準備及び保守の一切を実際に行う生殖補助医療に精通した技術者(いわゆる胚培養士・臨床エンブリオロジスト(医師を含む。)) 1名以上(実施

責任者又は実施医師と同一人でも可)
 様式第2号中「治療期間」を「治療期間※1」に、「症例登録番号※」を「症例登録番号※2」に、
 「※ 公益社団法人日本産婦科人科学会UMIN個別調査票に登録した症例登録番号を転記してください。」
 を
 「※1 治療期間については、採卵準備又は凍結胚移植を行うための投薬開始等を行った日から治療終了日までを記載してください。
 ※2 公益社団法人日本産婦科人科学会UMIN個別調査票に登録した症例登録番号を転記してください。」
 に改める。

こども・家庭課

長野県告示第187号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域の指定をします。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部守一

指 定 区 域	埋立地の区分
松本市大字中山字大久保7402番1の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第12条の31第2号に掲げる埋立地
松本市大字島内909の一部	
松本市大字今井字長塚3793番1の一部及び3793番5の一部	
松本市大字洞字スマズ891番102及び891番103	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第13条の2第1号に掲げる埋立地
上田市殿城字下ノ久保145番1、146番2、152番1及び152番2	規則第12条の31第2号に掲げる埋立地
飯田市千栄3700番1の一部及び3705の一部	令第13条の2第1号に掲げる埋立地
伊那市福島1979番196	規則第12条の31第2号に掲げる埋立地
大町市美麻字二重沢10140番の一部	
大町市美麻字ズミノ木10293番の一部及び10295番の一部	
塩尻市大字洗馬字東原7990番10	
安曇野市穂高有明10626番2	令第13条の2第1号に掲げる埋立地
上伊那郡飯島町飯島1798番1、1798番2、1798番4、1798番6、1798番8から1798番10まで、1800番1、1800番2、1800番4、1801番2、1801番12、1801番15、1801番16、1801番17及び1801番18	

下伊那郡豊丘村大字河野5043番の一部、5044番1、5044番2、5045番6、5045番10の一部、5045番14の一部、5045番15の一部、5189番15の一部、5189番26及び7229番306の一部	
木曽郡木曽町新開4862番3の一部、4763番3の一部、4763番4の一部、4763番5の一部、4763番6の一部、4763番8の一部及び4862番3の一部	
上高井郡高山村大字牧字頓原11番1	規則第12条の31第1号に掲げる埋立地
上水内郡飯綱町大字坂口字地藏久保6番、7番、516番及び517番1	

廃棄物対策課

長野県告示第188号

農畜産業振興事業補助金交付要綱（平成20年長野県告示第302号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部守一

別表第1の肉用子牛生産安定特別対策事業の項の次に次のように加える。

酪農ヘルパー制度支援事業	全国農業協同組合連合会長野県本部が行う酪農ヘルパー事業を実施するための積立金の造成に要する経費	4分の1以内
--------------	---	--------

園芸畜産課

長野県告示第189号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部守一

- 解除に係る保安林の所在場所
木曽郡南木曾町吾妻1747の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第190号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

高橋折山1、高橋折山2、高橋折山3、高橋折山4、高橋1、高橋2、高橋3、高橋4、高橋5、市之瀬1、取手1、取手2、取手3、横旗1、横旗2、横旗3、横旗4、横旗5、中野堂の入1、中野堂の入2、中野堂の入3、中野1、中野2、中野3、中野4、中野5、中野6、中野7、小川1、小川2、小川3、小川4、小川5、小川6、大畑1、大畑2、大畑3、大畑4、大畑5、大畑6、大畑7、大畑8、大畑9、大畑10、坂町1、坂町2、坂町3、坂町4、大畑11、大畑12、坂町5、下町1、上町1、上町2、上町3、黒地1、黒地2、向黒地1、黒地3、黒地4、向黒地2、向黒地3、向黒地4、向黒地5、黄野1、黄野2、黄野3、黄野4、黄野5、黄野6、黄野7、黄野8、黄野9、黄野10、黄野11、下小戸名1、下小戸名2、下小戸名3、下小戸名4、下小戸名5、下小戸名6、下小戸名7、下小戸名8、下小戸名9、下小戸名10、下小戸名11、下小戸名12、下小戸名13、下小戸名14、小戸名八丁平1、小戸名八丁平2、小戸名八丁平3、小戸名八丁平4、小戸名倉平1、小戸名倉平2、小戸名倉平3、小戸名倉平4、小戸名大代1、向黒地浅間1、向黒地浅間2、向黒地浅間3、向黒地浅間4、向黒地浅間5、向黒地浅間6、向黒地浅間7、向黒地浅間8、向黒地浅間9、向黒地老平1、田島1、田島2、田島3、田島4、田島5、田島6、田島7、新井1、新井2、新井3、新井4、新井5、新井6、新井7、新井8、新井9、新井10、田島8、田島9、田島10、田島11、田島12、田島13、田島14、田島15、檜原1、檜原2、檜原3、檜原4、檜原5、檜原6、檜原大又入1、檜原大又入2、檜原大又入3、檜原大又入4、檜原大又入5、檜原大又入6、檜原大又入7、檜原離山1、下町2、下町3、万場瀬1、万場瀬2、万場瀬3、万場瀬4、万場瀬5、万場瀬6、万場瀬7、小栃大曾礼1、小栃大曾礼2、小栃大曾礼3、小栃大曾礼4、小栃1、小栃2、小栃3、小栃4、小栃5、小栃6、小栃7、小栃8、小栃9、小栃10、初入榊1、初入榊2、初入榊3、初入榊4、平1、初入1、初入2、初入3、初入4、平2、日向1、日向2、日向3、日向4、日向5、日向6、外山1、高橋折山5、檜原7及び日向7

2 指定の区域

下伊那郡根羽村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第191号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

高橋折山1、高橋折山2、高橋折山3、高橋折山4、高橋2、高橋3、高橋4、取手1、取手2、取手3、横旗2、横旗4、中野堂の入1、中野堂の入2、中野堂の入3、中野2、中野4、中野5、中野6、中野7、小川3、小川4、小川5、大畑1、大畑2、大畑3、大畑7、大畑9、大畑10、坂町2、坂町4、坂町5、下町1、上町1、上町3、黒地1、黒地2、黒地4、向黒地2、向黒地3、向黒地4、黄野1、黄野2、黄野3、黄野5、黄野7、黄野8、黄野11、下小戸名1、下小戸名2、下小戸名3、下小戸名7、下小戸名8、下小戸名9、下小戸名10、下小戸名11、下小戸名12、下小戸名13、下小戸名14、小戸名八丁平1、小戸名八丁平4、小戸名倉平1、小戸名倉平2、小戸名大代1、向黒地浅間1、向黒地浅間2、向黒地浅間3、向黒地浅間4、向黒地浅間5、向黒地浅間6、向黒地浅間7、向黒地浅間8、向黒地浅間9、向黒地老平1、田島1、田島2、田島3、田島4、田島5、田島6、田島7、新井2、新井3、新井4、新井5、新井6、新井7、新井8、新井10、田島8、田島9、田島12、田島13、田島14、田島15、檜原1、檜原2、檜原3、檜原4、檜原6、檜原大又入1、檜原大又入2、檜原大又入3、檜原大又入4、檜原大又入5、檜原大又入6、檜原大又入7、檜原離山1、下町2、下町3、万場瀬2、万場瀬3、万場瀬4、万場瀬6、万場瀬7、小栃大曾礼1、小栃大曾礼2、小栃大曾礼4、小栃1、小栃2、小栃3、小栃4、小栃6、小栃7、小栃8、小栃9、小栃10、初入榊3、平1、初入1、初入2、初入3、日向1、日向2、日向3、日向4、日向5、外山1、高橋折山5及び日向7

2 指定の区域

下伊那郡根羽村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第192号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

赤坂の沢、赤坂の沢2、ナガヤブ、折山沢1、折山沢2、高橋の沢1、高橋の沢2、高橋の沢3、高橋の沢4、コバシゲ沢、沢の入、宮の入、日陰沢、窪の洞沢、堂之入川、中野の沢1、中野の沢2、井沢、小川の沢、西沢、小川の沢2、フクヤの沢、山吹洞沢1、山吹洞沢2、大畑唐沢、から沢、まんごう沢、向黒地の沢、野田沢、黄野川、コトゲ沢、助七沢、井戸洞沢、八丁平の沢、倉平の沢、大代の沢1、大代の沢2、浅間の沢1、浅間の沢2、浅間の沢3、浅間の沢4、浅間の沢5、浅間の沢6、浅間の沢7、森沢、田島の沢、ハネ沢、メンタラ沢、コナギ沢、オオナギ沢、新井川、ムカエ沢、イドボラ沢、薄沢、檜原の沢1、檜原の沢2、芝之沢、檜原の沢3、檜原の沢4、わらび沢、石名沢、万場瀬の沢、ミヅイリ沢、イド沢、イド沢2、キリブヤ、小栃川、初入沢、

杉ノ入沢及びかじや沢

都市計画課

2 指定の区域

下伊那郡根羽村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第193号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年 3月31日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

赤坂の沢、赤坂の沢2、折山沢1、折山沢2、高橋の沢1、高橋の沢2、高橋の沢3、高橋の沢4、コバシゲ沢、沢の入、宮の入、窪の洞沢、中野の沢1、小川の沢、小川の沢2、山吹洞沢1、山吹洞沢2、から沢、向黒地の沢、荻野川、コトゲ沢、助七沢、井戸洞沢、倉平の沢、大代の沢1、大代の沢2、浅間の沢2、浅間の沢3、浅間の沢4、浅間の沢5、浅間の沢6、浅間の沢7、田島の沢、新井川、ムカエ沢、イドボラ沢、薄沢、檜原の沢1、檜原の沢2、芝之沢、檜原の沢3、わらび沢、石名沢、万場瀬の沢、ミゾイリ沢、イド沢、キリブヤ、小栃川及び杉ノ入沢

2 指定の区域

下伊那郡根羽村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第194号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年 3月31日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

小諸市

2 都市計画事業の種類及び名称

小諸都市計画広場事業 1号 あいおい公園

3 事業施行期間

平成24年10月14日から

平成28年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

長野県告示第195号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年 3月31日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

駒ヶ根市

2 都市計画事業の種類及び名称

駒ヶ根都市計画道路事業 3・5・12号 中割経塚線

3 事業施行期間

平成25年 4月 1日から

平成30年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成25年長野県告示第234号の事業地のうち長野県駒ヶ根市赤穂地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし

都市計画課

長野県告示第196号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年 3月31日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

佐久市

2 都市計画事業の種類及び名称

佐久都市計画公園事業 6・5・1号 佐久総合運動公園

3 事業施行期間

平成12年 8月28日から

平成31年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

都市計画課

長野県告示第197号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成26年3月20日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
青木武子	長野市大字高田950-1	長野市大字高田950-1 青木コンサルティング

会計課

長野県教育委員会教育長告示第1号

長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与規程（昭和55年長野県教育委員会教育長告示第1号）の一部を次のように改正します。

平成26年3月31日

長野県教育委員会教育長 伊藤 学司

第16条中「年14.6パーセント」を「年9.2パーセント」に改める。

(施行期日)

- この告示は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この告示による改正後の長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与規程第16条の規定は、延滞利息のうち平成26年4月1日以降の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

高校教育課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
アップルランド小布施栗林店
上高井郡小布施町大字小布施字大日堂90-1
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
有限会社小布施大日堂パーク
上高井郡小布施町大字小布施字大日堂93
- 廃止前の店舗面積の合計
1,244平方メートル
- 廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル

- 廃止した日
平成20年11月30日

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
アップルランド安茂里店
長野市大字安茂里字武右エ門島3148-イほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社アップルランド
松本市大字今井7155-28
- 廃止前の店舗面積の合計
2,112平方メートル
- 廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 廃止する日
平成26年10月31日

経営支援課

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可しました。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部 守一

- 組合の名称
塩尻市広丘駅東第二土地区画整理組合
- 事業施行期間
平成7年2月16日から平成31年3月31日まで
- 施行地区
塩尻市大字広丘野村字渋池の全部並びに字野村、字山ノ神、字宮畑、字八幡、字原口、字角前、及び字金塚の一部
- 事務所の所在地
塩尻市大字広丘原新田215番地12 塩尻市農業協同組合広丘支所内
- 設立認可の年月日
平成7年2月8日
- 変更認可の年月日
平成26年3月24日

都市計画課